

10月18日（土）19日（日）に荒尾・玉名地域で開催された「第53回熊本県人権教育研究大会」に参加しました。二日目の特別部会で部落解放同盟南関支部長の細貝両作さんの報告を聞きました。細貝さんの報告は心に残るものでしたが、報告を聴きながら、亡くなられた緒方正雄さんの笑顔が浮かんできました。緒方さんは、南関四小や有明小で「同和」教育推進教員として活動された方で、教員退職後も和水町の人権教育指導員として「同和」教育・人権教育に取り組んでこられました。お目にかかるたびに学ぶことの多い先輩でした。

江戸時代のきびしい差別の中でも、被差別部落と部落外の人々が互に助け合ってきた事実の記された古文書があることを、緒方さんが話しておられたと、亡くなられた後に聞きました。

玉名郡和水町の広報誌「広報なごみ 2019年6月号」に緒方さんが書かれた「人権の窓」30にその内容がありました。引用させていただきます。

「(前略) 研修資料は、一九八〇年、長野県で発見された江戸時代の被差別部落(以後、部落と記載)の人びとの暮らしを書き記した古文書を現代文に訳したものでした。

資料の内容は、①部落の人々が他の村に移動するためには村の名主（庄屋）や村役人たちの身元保証が必要であったこと。②部落の人々は、村人の治安を守るために、他の村から要請を受け、警護の仕事をしていたこと。③部落の人々に住んでもらうために、村人は藩の許可をもらい、土地も家も準備していたこと。さらに、家の土地にかかる税は村人が支払っていたこと。④部落の人々は、村人の安全を守るため命がけで警護に当たり、けがをした場合、藩が治療や生活費の保証をしていたことなどが書かれていました。(以下略)」

原本が確認できたら、熊解研でも紹介したいと思います。